

受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則施行細則

制定	平成 20 年 1 月 30 日
改正	平成 20 年 6 月 12 日
全部改正	平成 20 年 12 月 4 日
改正	平成 21 年 10 月 26 日
改正	平成 22 年 3 月 3 日

目次

第 1 章 総則

第 1 節 用語（第 1 条）

第 2 節 機構取扱対象信託受益証券（第 2 条 - 第 5 条）

第 3 節 発行者の決定事項等の通知（第 6 条）

第 4 節 信託受益証券機構加入者及び信託受益証券口座管理機関

第 1 款 機構による口座開設手続等（第 7 条 - 第 9 条）

第 2 款 信託受益証券間接口座管理機関に係る機構の承認（第 10 条 - 第 11 条）

第 5 節 電磁的方法による通知又は請求等（第 12 条 - 第 13 条）

第 2 章 信託受益証券の振替等に関する取扱い

第 1 節 信託受益証券振替口座簿とその記録事項等（第 14 条 - 第 15 条）

第 2 節 信託受益証券の預託（第 16 条 - 第 20 条）

第 3 節 保管又は管理の取扱い（第 21 条）

第 4 節 信託受益証券の不足の補てん（第 22 条 - 第 23 条）

第 5 節 振替手続

第 1 款 振替の申請及び信託受益証券振替口座簿への記録等（第 24 条 - 第 25 条）

第 2 款 機構における振替手続の特例（第 26 条 - 第 46 条）

第 3 款 振替の制限の取扱い（第 47 条）

第 6 節 受益権の併合に係る手続（第 48 条 - 第 55 条）

第 7 節 受益権の分割に係る手続（第 56 条 - 第 63 条）

第 8 節 信託受益証券の交付（第 64 条 - 第 66 条）

第 9 節 特別受益者の申出等に関する取扱い

第 1 款 特別受益者の申出（第 67 条 - 第 70 条）

第 2 款 特別受益者の申出の簡略化の取扱い（第 71 条 - 第 73 条）

第 3 款 信託財産名義の取扱い（第 74 条 - 第 76 条）

第 10 節 信託受益証券振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続
（第 77 条 - 第 78 条）

- 第 11 節 総受益者通知に係る手続（第 79 条 - 第 90 条）
- 第 12 節 担保信託受益証券に関する取扱い（第 91 条）
- 第 13 節 分配金に関する取扱い（第 92 条 - 第 99 条）
- 第 14 節 信託受益証券の取扱廃止時の取扱い（第 100 条）

第 3 章 信託財産と信託受益証券との転換の取扱い

- 第 1 節 転換の取扱い（第 101 条）
- 第 2 節 追加信託の取扱い（第 102 条 - 第 104 条）
- 第 3 節 一部解約の取扱い（第 105 条 - 第 107 条）

第 4 章 雑則（第 108 条 - 第 109 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 節 用語

（用語）

- 第 1 条 この細則において、受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。
- 2 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- （ 1 ） 信託受益証券加入者口座コード 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において信託受益証券加入者の口座を特定するための次号の信託受益証券口座管理機関コード、第 3 号の顧客口所在コード及び第 4 号の加入者口座番号から構成される機構が定めるコードをいい、株式等振替制度（株式等業務規程第 2 条第 1 号に規定する株式等振替制度をいう。以下同じ。）における加入者口座コード（株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「株式等業務規程施行規則」という。）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する加入者口座コードをいう。）と同一のコードをいう。
 - （ 2 ） 信託受益証券口座管理機関コード 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において機構が信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関ごとに定めるコードをいい、株式等振替制度における口座管理機関コード（株式等業務規程施行規則第 1 条第 2 項第 2 号に規定する口座管理機関コードをいう。）と同一のコードをいう。
 - （ 3 ） 顧客口所在コード 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において機構が信託受益証券直接口座管理機関のために開設した顧客口である区分口座又は信託受益証券間接口座管理機関がその直近上位機関から開設を受けた顧客口ごとに定めるコードをいい、株式等振替制度における顧客口所在コード（株式等業務規程施行規則第 1 条第 2 項第 3 号に規定する顧客口所在コードをいう。）と同一のコードをいう。

- (4) 加入者口座番号 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度又は株式等振替制度において機構又は信託受益証券口座管理機関若しくは口座管理機関がその信託受益証券加入者又は加入者のために開設した口座ごとに付番する番号をいう。
- (5) 受益者照会コード 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において通知受益者その他機構が定める者の氏名又は名称及び住所を特定するための機構が定めるコードをいい、株式等振替制度における株主等照会コード(株式等業務規程施行規則第1条第2項第5号に規定する株主等照会コードをいう。)と同一のコードをいう。
- (6) 銘柄コード 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において信託受益証券の銘柄及び新旧の別を特定するための機構が銘柄及び新旧の別ごとに定めるコードをいう。
- (7) 信託受益証券機構加入者コード 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において信託受益証券機構加入者口座を特定するための機構が信託受益証券機構加入者口座の区分口座ごとに定めるコードをいい、株式等振替制度における機構加入者コード(株式等業務規程施行規則第1条第2項第7号に規定する機構加入者コードをいう。)と同一のコードをいう。
- (8) 発行者コード 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において発行者を特定するための機構が信託受益証券の発行者ごとに定めるコードをいう。
- (9) 受益権原簿管理人コード 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において受益権原簿管理人を特定するための機構が受益権原簿管理人(受益権原簿管理人が選任されていない場合には、当該信託受益証券の発行者)ごとに定めるコードをいう。

第2節 機構取扱対象信託受益証券

(同意書)

第2条 機構取扱対象信託受益証券の発行者は、規則第8条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「同意書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 発行者が発行する信託受益証券(信託受益証券に係る受益証券発行信託契約において、当該受益証券発行信託契約に基づき発行する信託受益証券の全部について受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度で取り扱う旨を定めたものに限る。)のすべてについて、機構が受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において取り扱うことについて同意する旨
- (5) この同意書を提出した日以後、機構が定める規則、細則その他の規則及び機構が

講ずる必要な措置に従うことを約諾する旨

(6) この同意書を提出した日以後、機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する旨

(7) 金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあった場合には、直ちにその旨を機構に通知する旨

(8) その他機構が定める事項

2 信託受益証券の発行者が前項の同意書を機構に提出するときは、以下に定める書類を添付するものとする。

(1) 信託受益証券の発行者の代表者の印鑑証明書

(2) 信託受益証券に係る受益証券発行信託契約

(3) 信託受益証券の本券の見本

(4) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ 登記上の商号又は名称

ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地

ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名

ニ 情報取扱責任者の役職名及び氏名

ホ 発行者分端数（規則第 69 条第 1 項又は第 72 条第 1 項に規定する調整受益権数のうちに満たない端数の合計数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。）の記録先口座

ヘ その他機構が定める事項

(5) 所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。）

(6) その他機構が定める書類

（取扱開始に係る信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関への通知事項）

第 3 条 規則第 9 条に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 信託受益証券の銘柄コード

(2) 信託受益証券の銘柄

(3) 信託受益証券の発行者

(4) 信託受益証券に係る受益権原簿管理人（信託受益証券の発行者が定めた場合に限る。）

(5) 信託受益証券に係る受益証券発行信託の信託財産

(6) 信託受益証券に係る受益証券発行信託の当初信託設定日

(7) 信託受益証券に係る受益証券発行信託の計算期日

(8) 信託受益証券の売買単位

- (9) 信託受益証券の指定転換請求者
- (10) 信託受益証券が上場する金融商品取引所
- (11) その他機構が定める事項

(取扱廃止に係る信託受益証券の返還)

第 4 条 機構は、規則第 10 条第 4 項に規定する取扱廃止後の信託受益証券について、機構が指定する日にその信託受益証券の発行者に返還するものとする。

(取扱廃止に係る信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関への通知事項)

第 5 条 規則第 11 条第 2 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 取扱いを廃止する機構取扱対象信託受益証券の銘柄コード
- (2) その他機構が定める事項

第 3 節 発行者の決定事項等の通知

(発行者の決定事項等の通知における通知事項)

第 6 条 規則第 13 条第 1 項に規定する細則で定める場合は、別表 1 に定める場合とする。

2 規則第 13 条第 1 項に規定する通知は、別表 1 に定める時期にするものとする。

第 4 節 信託受益証券機構加入者及び信託受益証券口座管理機関

第 1 款 機構による口座開設手続等

(信託受益証券機構加入者口座の開設申請の手続)

第 7 条 機構から信託受益証券の取扱いを行うための口座の開設を受けようとする機構加入者又は機構加入申請者は、規則第 15 条第 1 項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「口座開設申請書」という。)を機構に提出しなければならない。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 口座の開設を申請する旨
- (5) その他機構の定める事項

2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略す

ることができる。

(1) 代表者の印鑑証明書

(2) 登記事項証明書

(3) 次に掲げる事項を約諾する所定の書面

イ 機構が定める規則、細則その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと。

ロ 機構が定める業務処理の方法に従うこと。

(4) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ 登記上の商号又は名称

ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地

ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名

ニ 代表者代理人の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）

ホ 業務責任者及び業務担当者の役職名及び氏名

ヘ その他機構が定める事項

(5) その他機構が定める書類

3 規則第 15 条第 3 項に規定する細則で定める事項は、当該信託受益証券機構加入者口座に係る次に掲げる事項とする。

(1) 信託受益証券機構加入者コード

(2) 信託受益証券加入者口座コード

(3) 口座開設日

(4) その他機構が定める事項

4 規則第 15 条第 4 項に規定する細則で定める事項は、当該信託受益証券機構加入者口座に係る次に掲げる事項とする。

(1) 信託受益証券機構加入者の商号又は名称

(2) 信託受益証券機構加入者コード

(3) 口座開設日

(4) その他機構が定める事項

(区分口座の取扱い)

第 8 条 規則第 16 条第 3 項に規定する細則で定める区分口座は、別表 2 に定めるものとする。

(信託受益証券機構加入者口座の廃止申請の手続)

第 9 条 規則第 18 条第 1 項の規定により信託受益証券機構加入者口座の廃止を申請しようとする信託受益証券機構加入者は、所定の口座廃止申請の書面を機構に提出しなければならない。

2 振替機関等の備える特別受益者管理簿中に担保信託受益証券に係る特別受益者の信託

受益証券加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該担保信託受益証券について担保信託受益証券の届出がされている場合に限る。）は、信託受益証券機構加入者は当該信託受益証券機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることができない。

- 3 口座廃止予定日前までに、規則第 18 条第 3 項に規定する他の信託受益証券加入者の口座へ振り替えるための手続が完了せず、口座廃止日の前営業日の振替業務終了時に当該口座廃止予定日に係る信託受益証券機構加入者口座に信託受益証券が記録されている場合には、機構は、信託受益証券機構加入者による当該手続が完了した後に、速やかに当該信託受益証券機構加入者口座を廃止する。
- 4 信託受益証券機構加入者と他の信託受益証券機構加入者が吸収合併をする場合には、吸収合併消滅会社となる信託受益証券機構加入者は、吸収合併の効力発生日において当該信託受益証券機構加入者の信託受益証券機構加入者口座に記録されている信託受益証券を移管するための吸収合併存続会社である信託受益証券機構加入者の信託受益証券機構加入者口座を指定しなければならない。
- 5 第 1 項の信託受益証券機構加入者は、廃止しようとする区分口座が顧客口（属性区分）である場合には、口座廃止予定日前までに、その信託受益証券加入者又は下位機関の信託受益証券加入者の口座（当該顧客口に係るものに限る。）が廃止されたことを確認しなければならない。
- 6 規則第 18 条第 7 項に規定する細則で定める事項は、廃止する信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者コードとする。

第 2 款 信託受益証券間接口座管理機関に係る機構の承認

（信託受益証券間接口座管理機関の承認に関する事項）

第 10 条 信託受益証券口座管理機関から顧客口の開設を受けようとする間接口座管理機関又は間接口座管理機関承認申請者は、規則第 23 条第 1 項の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「信託受益証券間接口座管理機関承認申請書」という。）を機構に提出しなければならない。

- （ 1 ）登記上の商号又は名称
- （ 2 ）登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- （ 3 ）登記上の代表者の役職名及び氏名
- （ 4 ）信託受益証券間接口座管理機関としての承認を申請する旨
- （ 5 ）その他機構が定める事項

2 前項の信託受益証券間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

- (1) 代表者の印鑑証明書
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 次に掲げる事項を約諾する所定の書面
 - イ 機構が定める規則、細則その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと。
 - ロ 機構が定める業務処理の方法に従うこと。
 - (4) 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 登記上の商号又は名称
 - ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - ニ 代表者代理人の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）
 - ホ 業務責任者及び業務担当者の役職名及び氏名
 - ヘ その他機構が定める事項
 - (5) その他機構が定める書類
- 3 規則第 23 条第 3 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 承認の日（次項において「承認日」という。）
 - (2) 信託受益証券間接口座管理機関承認申請者の信託受益証券口座管理機関コード及び顧客口所在コード
 - (3) その他機構が定める事項
- 4 規則第 23 条第 4 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 信託受益証券間接口座管理機関の商号又は名称
 - (2) 承認日
 - (3) 当該信託受益証券間接口座管理機関の信託受益証券口座管理機関コード及び顧客口所在コード
 - (4) その他機構が定める事項

（信託受益証券間接口座管理機関の承認の取消申請の手続）

第 11 条 規則第 25 条第 1 項の規定により信託受益証券間接口座管理機関の承認の取消しを申請しようとする信託受益証券間接口座管理機関は、所定の信託受益証券間接口座管理機関承認取消申請の書面を機構に提出しなければならない。

2 規則第 25 条第 6 項に規定する細則で定める事項は、承認を取り消す信託受益証券間接口座管理機関の信託受益証券口座管理機関コード及び顧客口所在コードとする。

第 5 節 電磁的方法による通知又は請求等

（機構からの通知等に係る電磁的方法）

第 12 条 規則第 32 条第 1 項に規定する細則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規則第 32 条第 1 項第 1 号の通知 次に掲げる方法

イ 信託受益証券機構加入者の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する統合W e b機能を利用するための端末装置(以下「統合W e b端末」という。)への出力

ロ 信託受益証券の発行者(受益権原簿管理人が選任されている場合には受益権原簿管理人)又は信託受益証券機構加入者のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの(以下「ファイル伝送」という。)

ハ ファイル伝送以外の、信託受益証券の発行者(受益権原簿管理人が選任されている場合には、受益権原簿管理人)又は信託受益証券機構加入者のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの(以下「オンライン・リアルタイム接続」という。)

ニ 信託受益証券の発行者(受益権原簿管理人が選任されている場合には、受益権原簿管理人)又は信託受益証券機構加入者の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置(以下「加入者情報W e b端末」という。)への出力

ホ 株式会社東京証券取引所が運用する Target システムのうち信託受益証券の発行者、信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領、通知の発出その他の機構が提供する機能を利用するための保振サイトと称するもの(以下「Target 保振サイト」という。)を通じて通知をする方法(以下「Target 保振サイト接続」という。)

(2) 規則第 32 条第 1 項第 2 号の通知 Target 保振サイト接続

(3) 規則第 32 条第 1 項第 3 号の請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出 次に掲げる方法

イ 統合W e b端末への入力

ロ ファイル伝送

ハ オンライン・リアルタイム接続

ニ 加入者情報W e b端末への入力

ホ Target 保振サイト接続

2 前項各号に掲げる方法によるデータ授受の時間は、別表 3 のデータの種別の区分に応じ、同表に定めるところによる。

(障害発生時の取扱い)

第 13 条 前条に規定する方法による情報の授受ができない状況又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方

法により規則第 32 条第 1 項各号に掲げる通知、請求、報告、届出又は資料の提出を行うものとする。

(1) 統合 Web 端末、ファイル伝送、オンライン・リアルタイム接続又は加入者情報 Web 端末による方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の電磁的媒体による入出力

(2) Target 保振サイト接続による方法の障害 電磁的媒体、ファクシミリ又は書面による通知又は提出

2 前項に規定する場合には、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により信託受益証券機構加入者に通知する。

第 2 章 信託受益証券の振替等に関する取扱い

第 1 節 信託受益証券振替口座簿とその記録事項等

(信託受益証券加入者口座コードの記載又は記録)

第 14 条 規則第 34 条第 2 項第 8 号に規定する細則で定める者は、同号の権利の移転を受けた信託受益証券加入者と同一の者とする。

2 規則第 34 条第 2 項第 9 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 同項第 1 号の信託受益証券加入者の信託受益証券加入者口座コード

(2) 同項第 2 号の信託受益証券の銘柄コード

3 規則第 34 条第 3 項第 3 号に規定する細則で定める事項は、同項第 2 号の信託受益証券の銘柄コードとする。

(信託受益証券機構加入者による信託の記録等の申請方法)

第 15 条 信託受益証券機構加入者が機構に対して信託の記録の申請を行う場合には、規則第 36 条第 2 項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 同条第 2 項第 1 号の受託者の口座の信託受益証券機構加入者コード

(2) 同項第 2 号の信託受益証券の銘柄コード及び受益権の数

2 信託受益証券機構加入者が機構に対して信託の記録の抹消の申請を行う場合には、規則第 37 条第 2 項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 同条第 2 項第 1 号の受託者の口座の信託受益証券機構加入者コード

(2) 同項第 2 号の信託受益証券の銘柄コード及び受益権の数

第 2 節 信託受益証券の預託

(信託受益証券の機構への預託時間)

第 16 条 規則第 39 条第 4 項に規定する細則で定める時間は、午前 9 時から午後 12 時までとする。

(新規記録通知をする時期)

第 17 条 規則第 41 条第 1 項の新規記録通知は、当該信託受益証券の預託日に行うものとする。

(新規記録通知事項)

第 18 条 規則第 41 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の通知は、当該信託受益証券の銘柄コードにより行うものとする。

2 規則第 41 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する通知事項は、信託受益証券機構加入者コードとする。

(上場前信託受益証券の返還)

第 19 条 機構は、規則第 44 条第 1 項の規定により、上場前信託受益証券を機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合には、機構が指定する日に当該上場前信託受益証券の発行者に返還するものとする。

(上場前信託受益証券に係る補てん方法等の準用)

第 20 条 第 22 条の規定は、上場前信託受益証券のうち、機構が行う信託受益証券の不足の補てんの場合に準用する。この場合において、「規則第 55 条第 3 項」とあるのは「規則第 45 条第 3 項」と読み替えるものとする。

第 3 節 保管又は管理の取扱い

(不適格な信託受益証券)

第 21 条 規則第 51 条第 5 項及び同第 54 条第 1 項に規定する不適格な信託受益証券は、次に掲げる信託受益証券をいう。

- (1) 公示催告の申立中である信託受益証券
- (2) 除権決定があった信託受益証券
- (3) 信託受益証券に係る受益権の併合又は分割により受益権数の表示が現在の受益権の内容と異なる信託受益証券
- (4) 偽造又は変造された信託受益証券
- (5) 汚損又は毀損している信託受益証券
- (6) 信託法その他の法令により無効となった信託受益証券

(7) 前各号に掲げるもののほか、機構が受渡物件として不適格と認める信託受益証券

第4節 信託受益証券の不足の補てん

(取締役会が定める限度による補てん)

第22条 規則第55条第3項に規定する取締役会の定める限度は、機構の剰余金相当額とする。

2 前項の機構の剰余金相当額は、事故発生日の属する機構の事業年度の直前事業年度(以下この項において「前期」という。)の末日における純資産額(前期に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。)から、前期の末日における資本金、資本準備金及び利益準備金(前期に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。)を差し引いた額をいう。

3 機構は、前項に規定する機構の剰余金相当額を限度として、その都度、取締役会が定める額により、規則第55条第3項の規定による信託受益証券の補てんをする。

(信託受益証券口座管理機関が連帯して行う預託信託受益証券の不足の補てん)

第23条 規則第56条第1項に規定する信託受益証券口座管理機関(以下この条において単に「信託受益証券口座管理機関」という。)が行う預託信託受益証券の不足の補てんは、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第一次補てん

信託受益証券口座管理機関が行う預託信託受益証券の不足の補てんに係る補てん総額(以下この条において「信託受益証券口座管理機関補てん総額」という。)を信託受益証券口座管理機関の数で除して得た額(1円に満たない端数が生じた場合には、切り上げた額)とする。ただし、その額は信託受益証券口座管理機関ごとに200万円を越えないものとする。

(2) 第二次補てん

次の算式により算出された金額(1円に満たない端数が生じた場合には、切り上げた額)とする。

$$\begin{array}{l} \text{信託受益証券口座管理機関ごとの補てん額} \\ \text{=} \\ \text{(信託受益証券口座管理機関補てん総額) -} \\ \text{(前号の規定により支払われた第一次補てんに係る金額の総額)} \end{array} \times \frac{\text{事故発生日における預託信託受益証券の銘柄につき、信託受益証券口座管理機関ごとの事故発生日から起算して直前1年間の預託信託受益証券に係る受益権の数の総数}}{\text{当該期間の機構の営業日数(休業日以外の日数をいう。事故発生日から起算して直前1年間において信託受益証券の取扱いを行うための口座を開設した信託受益証券口座管理機関は、当該信託受益証券口座管理機関の口座開設日から事故発生日までの間の機構の営業日数)}} \dots (a)$$

(a)の合計

- 2 機構は、前項第1号に規定する算式により信託受益証券口座管理機関ごとの第一次補てんに係る金額を算出し、当該信託受益証券口座管理機関に通知する。
- 3 信託受益証券口座管理機関は、前項の規定により機構から金額を通知された第一次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対して支払うものとする。
- 4 機構は、第2項に規定する通知を行った信託受益証券口座管理機関から第一次補てんに係る金銭の支払いを確認できた場合であって、なお信託受益証券口座管理機関補てん総額の全額の補てんが終了しないときは、遅滞なく、第1項第2号の算式により信託受益証券口座管理機関ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、当該信託受益証券口座管理機関に通知する。
- 5 信託受益証券口座管理機関は、前項の規定により機構から金額を通知された第二次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対して支払うものとする。
- 6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てがなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の信託受益証券口座管理機関（以下この項において「破綻信託受益証券口座管理機関」という。）があったときは、機構は、当該破綻信託受益証券口座管理機関が支払うべき金銭（当該破綻信託受益証券口座管理機関が実際に支払った金銭を除く。）を、破綻信託受益証券口座管理機関以外の信託受益証券口座管理機関が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第1項第2号に規定する算式により破綻信託受益証券口座管理機関以外の信託受益証券口座管理機関ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻信託受益証券口座管理機関以外の信託受益証券口座管理機関に通知し、当該信託受益証券口座管理機関は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

第5節 振替手続

第1款 振替の申請及び信託受益証券振替口座簿への記録等

（振替申請事項）

第24条 規則第59条第3項第3号の振替先口座は、その信託受益証券加入者口座コードにより示すものとする。

（振替先口座等の照会に対する回答事項）

第25条 規則第62条第6項又は第7項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 振替元口座に係る信託受益証券加入者口座コード
- (2) 振替先口座に係る信託受益証券加入者口座コード
- (3) 前号の信託受益証券加入者口座コードに係る加入者口座情報の機構への登録の有無
- (4) 第 1 号の口座の信託受益証券加入者の氏名又は名称
- (5) 第 2 号の口座の信託受益証券加入者の氏名又は名称
- (6) 第 1 号の口座に係る信託受益証券加入者口座コードを受益者の信託受益証券加入者口座コードとする担保信託受益証券の届出の有無 (同条第 6 項の場合に限る。)
- (7) その他機構が定める事項

第 2 款 機構における振替手続の特例

(機構への振替請求手続)

第 26 条 規則第 63 条第 1 項に規定する細則で定める振替請求は、別表 4 に定めるものとし、その処理時限その他の取扱いは、振替請求の種類に応じ、同表に定めるところによるものとする。

2 信託受益証券機構加入者は、機構が定めるところにより、決済照合システム (機構が行う株式その他の有価証券及びこれに関連する取引の決済条件の照合及び情報の送受信に関する業務を処理するシステムをいう。) による決済条件の照合結果により直接に機構へ振替請求をすることができるものとする。

(信託口から除かれるもの)

第 27 条 規則第 63 条第 5 項に規定する細則で定めるものは、信託財産名義通知信託口とする。

(特別受益者となるべき信託受益証券加入者の通知)

第 28 条 規則第 63 条第 5 項に規定する特別受益者となるべき信託受益証券加入者の通知は、別表 4 に規定する「振替請求 (譲渡担保)」において担保権の設定又は転担保権の設定である旨及び特別受益者となるべき者の信託受益証券加入者口座コードを示すことによる通知とする。

(担保信託受益証券の届出の処理)

第 29 条 規則第 63 条第 6 項に規定する細則で定める事項は、別表 4 に規定する「振替請求 (譲渡担保)」において担保権の設定若しくは転担保権の設定である旨が示された場合の振替通知事項とする。

(信託受益証券振替口座簿等への記録時期)

第30条 規則第63条第7項に規定する記録及び通知は、別表4に定める時期に行うものとする。

(信託受益証券機構加入者が行うべき措置)

第31条 規則第63条第8項に規定する細則で定める措置は、同条第5項の特別受益者の申出をする意思がなかった場合における、機構に対する当該特別受益者の申出の解除の申出とする。

(振替の一時停止又は解除の申告)

第32条 規則第64条に規定する細則で定めるものは、別表4に定める「前日振替請求(譲渡担保)」、「当日振替請求(譲渡担保)」、「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「前日証券担保指定・同解除請求」及び「当日証券担保指定・同解除請求」以外の振替請求とする。

2 信託受益証券機構加入者は、別表4に定める「前日振替請求」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求 - 連動」又は「当日一般振替請求 - 連動」に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1)「前日振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

(2)「前日振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定(振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了(別表4に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。)の状態となっているもの(以下この節において「振替未了分」という。)に係るものに限る。)をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(3)「先日付一般振替請求 - 連動」後又は「当日一般振替請求 - 連動」後に当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、振替未了分に係るものに限る。)をしようとする場合 機構の定めるところにより当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法

3 信託受益証券機構加入者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(指定金融商品取引清算機関)

第 33 条 規則第 65 条に規定する細則で指定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 株式会社日本証券クリアリング機構 (以下「日本証券クリアリング」という。)
- (2) 株式会社ほふりクリアリング (以下「ほふりクリアリング」という。)

(日本証券クリアリングからの振替請求)

第 34 条 日本証券クリアリングが規則第 65 条の規定による渡方現物清算参加者 (日本証券クリアリングの清算参加者のうち日本証券クリアリングの業務方法書に規定する現物清算資格を有する者 (以下「現物清算参加者」という。) であり、かつ、信託受益証券の渡方になった信託受益証券機構加入者をいう。以下同じ。) の信託受益証券機構加入者口座から日本証券クリアリングの信託受益証券機構加入者口座への振替請求及び日本証券クリアリングの信託受益証券機構加入者口座から受方現物清算参加者 (現物清算参加者のうち信託受益証券の受方になった信託受益証券機構加入者をいう。以下同じ。) の信託受益証券機構加入者口座への振替請求をする方法は、機構が別に定める。

- 2 日本証券クリアリングが D V P 決済 (日本証券クリアリングから受方現物清算参加者への有価証券の引渡しを、当該受方現物清算参加者から日本証券クリアリングに引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に限って行う方式による決済として日本証券クリアリングが定めたものをいう。以下同じ。) のために前項に規定する日本証券クリアリングの信託受益証券機構加入者口座から受方現物清算参加者の信託受益証券機構加入者口座への振替請求をする場合には、当該振替請求について、日本証券クリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限ってその全部又は一部の振替を行う旨の条件を付すことができる。
- 3 日本証券クリアリングは、前項に規定する場合には、機構に対し、機構が定めるところにより、当該振替請求の処理のために必要な情報を提供するものとする。

(日本証券クリアリングの渡方現物清算参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第 35 条 渡方現物清算参加者は、前条第 1 項に規定する振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置 (以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。) の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、振替日前日又は振替日に、当該申告又は指定 (振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、当該振替請求に係る振替が未了の状態となっているものに限る。) をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるものにより行わなければならない。

- 2 渡方現物清算参加者は、振替の一時停止の解除 (前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。) を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(日本証券クリアリングの振替請求に基づく振替等)

第 36 条 機構は、日本証券クリアリングから規則第 65 条の振替請求を受けた場合には、次の各号に掲げる振替請求の区分に応じ、当該各号に定める時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリングの信託受益証券機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(1) 別表 4 に定める「前日 D V P 振替請求 (市場取引)」 振替日の業務開始時

(2) 別表 4 に定める「当日 D V P 振替請求 (市場取引)」 振替請求の受付後直ちに

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める時において当該振替請求に係る減少の記録をすべき口座についての口座残高不足等のために当該振替請求における振替数のうち振り替えられなかった数がある場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合には、振替日に限り、当該口座に振替可能な残高が発生した時又は一時停止の申告が解除された時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリングの信託受益証券機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(ほふりクリアリングからの D V P 振替請求)

第 37 条 ほふりクリアリングが規則第 65 条の規定により渡方 D V P 参加者 (ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところに従い清算参加者の資格を有する者 (以下「D V P 参加者」という。))のうち次項に規定する清算対象取引において信託受益証券の渡方となる信託受益証券機構加入者をいう。以下同じ。)の信託受益証券機構加入者口座からほふりクリアリングの信託受益証券機構加入者口座 (以下この節において「D V P 口座」という。)への振替請求 (以下この節において「D V P 振替請求」という。)をする方法は、機構が別に定める。

2 ほふりクリアリングは、D V P 振替請求をする場合には、当該 D V P 振替請求について、振替実行条件 (D V P 振替請求に係る清算対象取引 (ほふりクリアリングが対象取引としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。))に起因する債務の引受けに係る条件としてほふりクリアリングがその業務方法書に定めるものをいう。以下同じ。)を充足した場合に振替を行う旨の条件を付することができる。

3 ほふりクリアリングは、前項に規定する場合には、機構が定めるところに従い、機構に対し、当該 D V P 振替請求に基づく処理のために必要な情報を提供するものとする。

(ほふりクリアリングの渡方 D V P 参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第 38 条 渡方 D V P 参加者は、D V P 振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置 (以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) D V P 振替請求と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指

定をする旨を明らかにしてほふりクリアリングを経由して振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(2) D V P 振替請求後に当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、振替未了分に係るものに限る。)をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

2 渡方 D V P 参加者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(D V P 振替請求に基づく振替等)

第 39 条 機構は、ほふりクリアリングから D V P 振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。

(1) 別表 4 に定める「先日付 D V P 振替請求」及び「当日 D V P 振替請求」(振替日の午前 9 時前に機構が受けたものに限る。)については振替日の業務開始時に、「当日 D V P 振替請求」(振替日の午前 9 時以後に機構が受けたものに限る。)については直ちに、渡方 D V P 参加者の信託受益証券機構加入者口座及び D V P 口座に減少の記録及び増加の記録をする。

(2) 前号の規定にかかわらず、当該 D V P 振替請求に係る振替実行条件が充足されていない場合には、振替実行条件が充足された時に当該信託受益証券機構加入者口座及び D V P 口座に減少の記録及び増加の記録をする。

2 機構は、前項第 2 号に規定する D V P 振替請求について振替日の午後 2 時までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該 D V P 振替請求はなかったものとして取り扱う。

(担保指定証券に係る振替)

第 40 条 D V P 参加者は、その信託受益証券機構加入者口座に記録されている信託受益証券について、ほふりクリアリングへの担保(以下この節において「担保指定証券」という。)の差入れを目的とした振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表 4 に定める「前日証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、前項の請求により D V P 口座に担保指定証券として記録された信託受益証券について、前項の D V P 参加者からの請求に基づく返還を目的とした D V P 参加者の信託受益証券機構加入者口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、振替請求として、別表 4 に定める「前日証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

(証券振替の完了に係る振替)

第41条 ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る信託受益証券の引渡しのための振替の請求をする場合には、機構が定める方法により、DVP口座に記録されている信託受益証券について、受方DVP参加者(DVP参加者のうち清算対象取引において信託受益証券の受方となる参加者をいう。以下同じ。)の参加者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る信託受益証券の引渡しのための振替の申請を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表4に定める「受入予定証券引渡完了請求」を機構にしなければならない。

(振替対象証券残高間の振替)

第42条 ほふりクリアリングは、DVP参加者がDVP振替請求を機構に行う際に、併せて、DVP口座から当該DVP振替請求に係る渡方DVP参加者の信託受益証券機構加入者口座への振替の申請をする場合には、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、DVP参加者が他の信託受益証券機構加入者(ほふりクリアリングを除く。)の口座への振替請求を行った際に、併せて、DVP口座から当該DVP参加者の信託受益証券機構加入者口座への振替の申請をする場合には、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。

3 ほふりクリアリングは、前2項に規定する振替請求を行う場合には、当該振替請求につき、ほふりクリアリングが定める条件が充足されたときに、ほふりクリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限り、機構の備える信託受益証券振替口座簿に当該DVP振替請求に係る所要の記録を行う直前に、前2項に規定する振替請求に係る所要の記録をする旨の条件を付すことができる。この場合において、ほふりクリアリングは、当該振替請求に基づく振替のために必要な情報を、機構が別に定めるところに従い、機構に対して提供するものとする。

4 機構は、ほふりクリアリングから第1項後段又は第2項後段の振替請求を受けた場合には、前項の規定により当該振替請求に付された条件に従い、機構の備える信託受益証券振替口座簿中のDVP口座及び振替先のDVP参加者の信託受益証券機構加入者口座に係る所要の記録をする。この場合において、機構は、当該振替請求について当該条件が充足されていないときは、振替未了として取り扱い、振替未了分について機構が別に定める時刻までに当該条件が充足されなかったときは、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。

(区分管理証券)

- 第 43 条 信託受益証券機構加入者は、機構に対し、その信託受益証券機構加入者口座（信託口座を除く。）に記録されている特定の銘柄の信託受益証券（保有口に記録されているもののうち特別受益者の申出がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。）について、区分管理証券（当該口座に記録されている信託受益証券のうち、振替請求（当該振替請求により減少の記録がされる信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。）に基づき減少の記録をする対象としない信託受益証券をいう。以下この節において同じ。）の指定の申請（以下「区分管理証券指定申請」という。）及び当該指定の解除の申請（以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。）をすることができる。
- 2 区分管理証券指定申請は、指定をしようとする日（以下この節において「指定日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。
 - 3 区分管理証券指定解除申請は、解除をしようとする日（以下この節において「指定解除日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。
 - 4 機構は、信託受益証券機構加入者による区分管理証券指定申請を受けた場合には、指定日前営業日の区分管理証券指定申請については指定日の業務開始時に、指定日当日の区分管理証券指定申請については当該申請を受け付けた時に、信託受益証券機構加入者口座において区分管理証券の指定の処理を行い、申請をした信託受益証券機構加入者に対し、その旨を通知する。ただし、区分管理証券指定申請の処理時において当該口座に、指定された特定の銘柄の信託受益証券に係る受益権の数の記録がない場合には、当該口座に指定すべき受益権の数の残高が発生した時に処理を行うこと（以下この節において当該処理を行うことを「指定未了」という。）とし、指定未了となっている申請分について指定日当日の振替業務終了時まで指定すべき受益権の数の残高が発生しなかったときは、当該区分管理証券指定申請はなかったものとする（以下この節において当該申請をなかったものとするを「指定不能」という。）。
 - 5 機構は、信託受益証券機構加入者による区分管理証券指定解除申請を受けたときは、信託受益証券機構加入者口座において区分管理証券の指定の解除の処理を行い、申請をした信託受益証券機構加入者に対し、その旨を通知する。
 - 6 機構は、指定日前日の区分管理証券指定申請について第 4 項の規定により指定未了として取り扱った場合には、当該申請をした信託受益証券機構加入者に対し、指定日の業務開始時に指定未了の処理の明細を通知する。
 - 7 機構は、区分管理証券指定申請について第 4 項の規定により指定不能として取り扱った場合には、当該申請をした信託受益証券機構加入者に対し、指定日の振替業務終了時に指定不能の処理の明細を通知する。
 - 8 機構は、特定の銘柄の信託受益証券に係る振替制限日においては、当該銘柄の信託受益証券について区分管理証券の指定又は解除をしないものとする。
 - 9 信託受益証券機構加入者は、特定の銘柄の信託受益証券に係る振替制限日の前営業日

までに、当該銘柄の信託受益証券に係る区分管理証券の全部について、区分管理証券解除申請をしなければならない。

(保留残高)

- 第 44 条 信託受益証券機構加入者は、機構に対し、その信託受益証券機構加入者口座(信託口座を除く。)に記録されている又は第 4 項に規定する処理が行われた後に記録される信託受益証券(区分管理証券並びに保有口に記録されているもののうち特別受益者の申出がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。)について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない信託受益証券に係る受益権の総数(以下この節において「保留残高」という。)の設定(保留残高の変更を含む。以下同じ。)の申請(以下この節において「保留残高設定申請」という。)又は当該設定の解除の申請(以下この節において「保留残高設定解除申請」という。)をすることができる。
- 2 保留残高設定申請は、保留残高の設定をしようとする日(以下この節において「保留設定日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
 - 3 保留残高設定解除申請は、保留残高の解除をしようとする日(以下この節において「設定解除日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
 - 4 機構は、信託受益証券機構加入者による保留残高設定申請を受けた場合には、保留設定日前営業日の保留残高設定申請については保留設定日の業務開始時及びそれ以降に発生した口座残高について、保留設定日当日の保留残高設定申請については当該申請を受け付けた時点及びそれ以降に発生した口座残高について、当該申請において指定された数量までを保留残高の対象となる口座残高(以下この節において「実保留残高」という。)とする処理を行う。
 - 5 機構は、信託受益証券機構加入者による保留残高設定解除申請を受けた場合には、設定解除日前営業日の保留残高設定解除申請については保留設定日の業務開始時に、設定解除日当日の保留残高設定解除申請については当該請求を受け付けた後直ちに、保留残高の設定の解除をし、解除時点における実保留残高を振替請求に基づき減少の記録をする対象とする処理を行う。
 - 6 機構は、保留残高設定申請に基づき保留残高の設定の処理を行った場合には、当該申請をした信託受益証券機構加入者に対し、保留設定日の前営業日における申請分については保留設定日の業務開始時に、保留設定日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。
 - 7 機構は、保留残高設定解除申請に基づき保留残高の解除の処理を行った場合には、当該申請をした信託受益証券機構加入者に対し、設定解除日の前営業日における申請分については設定解除日の業務開始時に、設定解除日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。
 - 8 機構は、特定の銘柄の信託受益証券に係る振替制限日においては、当該銘柄の信託受

益証券について保留残高の設定又は解除をしないものとする。

- 9 信託受益証券機構加入者は、特定の銘柄の信託受益証券に係る振替制限日の前営業日までに、当該銘柄に係る保留残高の設定の全部について、保留残高設定解除申請をしなければならない。

(保留残高に係るDVP参加者の特例)

第45条 機構は、DVP参加者(ほふりクリアリング業務方法書第8条第1項に規定するDVP参加者をいう。以下同じ。)から保留残高設定申請を受けた場合には、前条第4項に規定する保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、DVP口座における口座残高(当該DVP参加者の保留残高設定申請に係る分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。)について、当該申請に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行う。

- 2 前項に規定する場合において、信託受益証券機構加入者の一の信託受益証券機構加入者口座における実保留残高については、DVP口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該DVP参加者の当該口座における実保留残高は合算してそれぞれの実保留残高として取り扱い、DVP口座における当該口座分の口座残高及び当該DVP参加者の当該口座の間における一方から他方への振替については実保留残高を振替に係る口座残高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

(プール残高の指定及び解除)

第46条 機構は、DVP参加者による次の各号に掲げる申請を受けた場合であって、当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了(以下この節において「振替未了等」という。)として取り扱うものがあるときは、当該条件が充足されたときに、当該申請を受けた順に当該申請に係る振替又は指定の処理を行うために、振替対象証券残高から控除すべき残高(以下この節において「プール残高」という。)を信託受益証券機構加入者口座ごとに指定する。

(1) 振替の申請(DVP振替請求により行われるものに限る。) 当該振替の申請に付された振替実行条件のうち振替対象証券残高に関するもの以外の条件

(2) 振替の申請(前号に掲げるものを除く。)又は区分管理証券指定申請 当該申請が行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

- 2 DVP参加者は、前項各号に掲げる申請のうち同項の規定によりプール残高の指定を受けたもの以外の申請について当該各号に規定する振替対象証券残高に関する条件を充足させるためにプール残高の解除をしようとする場合には、同項各号に掲げる申請に係る振替日又は指定日にプール残高の解除の申請(以下この節において「プール残高解除

申請」という。)をしなければならない。

- 3 機構は、プール残高解除申請を受けた場合には、直ちに、当該プール残高解除申請に係る第1項各号に掲げる申請について、同項の規定により指定したプール残高の指定の解除に係る処理を行う。

第3款 振替の制限の取扱い

(振替を制限する日の取扱い)

- 第47条 規則第66条第1項に規定する特定の銘柄の信託受益証券の振替制限日として機構が定める日は、振替をしないことが必要と機構が認める日とする。

第6節 受益権の併合に係る手続

(受益権の併合の通知の通知方法)

- 第48条 規則第68条第1項の通知は、同第13条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第68条第1項第3号の受益権併合効力発生日の2週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

- 第49条 規則第68条第1項第4号に規定する細則で定める事項は、受益権の併合に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

- 第50条 規則第68条第2項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受益権併合銘柄の銘柄コード
- (2) 同条第1項各号に掲げる事項

(新受益権数申告の方法)

- 第51条 規則第68条第7項に規定する新受益権数申告においては、同項第2号の数のうち信託の記録がされるべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するものとする。

- 2 規則第68条第7項第1号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該顧客口の信託受益証券機構加入者コード
- (2) 受益権併合銘柄の銘柄コード

- 3 規則第68条第7項第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該担保専用口の信託受益証券機構加入者コード

(2) 受益権併合銘柄の銘柄コード

4 規則第 68 条第 7 項第 3 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該信託財産名義通知信託口の信託受益証券機構加入者コード

(2) 受益権併合銘柄の銘柄コード

(減少の記載又は記録をする時期)

第 52 条 規則第 68 条第 10 項に規定する措置及び同条第 11 項に規定する措置は、受益権併合効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(調整受益権数の記載又は記録)

第 53 条 規則第 69 条第 1 項の通知は、受益権の併合に係る総受益者通知を行う日にするものとする。

2 規則第 69 条第 1 項第 4 号に規定する細則で定める事項は、調整受益権数についての効力発生日とする。

3 機構は、規則第 69 条第 1 項の通知をする場合には、同時に、同項の受益権併合効力発生日における規則第 68 条第 10 項又は第 11 項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数について、当該口座を開設する信託受益証券口座管理機関又はその上位機関である信託受益証券直接口座管理機関に通知する。

4 規則第 69 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた信託受益証券口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。

5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた信託受益証券口座管理機関は、受益権併合効力発生日においてその信託受益証券加入者の口座に規則第 68 条第 10 項又は第 11 項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされていた数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って信託受益証券振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

第 54 条 規則第 69 条第 2 項第 1 号に規定する細則で定める口座は、信託受益証券口座管理機関コードが最も大きい信託受益証券口座管理機関が開設する口座とする。

2 規則第 69 条第 2 項第 2 号に規定する細則で定める口座は、信託受益証券の発行者からあらかじめ届出を受けた第 2 条第 2 項第 4 号ホの口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をする時期)

第 55 条 規則第 69 条第 5 項に規定する増加の記載又は記録及び同条第 6 項に規定する措置は、調整受益権数記録日の業務開始時に行うものとする。

第7節 受益権の分割に係る手続

(受益権の分割の通知の通知方法)

第56条 規則第71条第1項の通知は、同第13条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第71条第1項第3号の受益権分割効力発生日の2週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第57条 規則第71条第1項第4号に規定する細則で定める事項は、受益権の分割に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

第58条 規則第71条第2項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受益権分割銘柄の銘柄コード
- (2) 同条第1項各号に掲げる事項

(新受益権数申告の方法)

第59条 規則第71条第7項に規定する新受益権数申告においては、同項第2号の数のうち信託の記録がされるべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するものとする。

2 規則第71条第7項第1号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該顧客口の信託受益証券機構加入者コード
- (2) 受益権分割銘柄の銘柄コード

3 規則第71条第7項第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該担保専用口の信託受益証券機構加入者コード
- (2) 株式分割銘柄の銘柄コード

4 規則第71条第7項第3号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該信託財産名義通知信託口の信託受益証券機構加入者コード
- (2) 受益権分割銘柄の銘柄コード

(増加の記載又は記録をする時期)

第60条 規則第71条第10項に規定する措置及び同条第11項に規定する措置は、受益権分割効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(調整受益権数の記載又は記録)

第61条 規則第72条第1項の通知は、受益権の分割に係る総受益者通知を行う日とする

ものとする。

- 2 規則第 72 条第 1 項第 4 号に規定する細則で定める事項は、調整受益権数についての効力発生日とする。
- 3 機構は、規則第 72 条第 1 項の通知をする場合には、同時に、同項の受益権分割効力発生日における規則第 71 条第 10 項又は第 11 項の規定による増加の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数について、当該口座を開設する信託受益証券口座管理機関又はその上位機関である信託受益証券直接口座管理機関に通知する。
- 4 規則第 72 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた信託受益証券口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。
- 5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた信託受益証券口座管理機関は、受益権分割効力発生日においてその信託受益証券加入者の口座に規則第 72 条第 10 項又は第 11 項の規定による増加の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされていた数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って信託受益証券振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

- 第 62 条 規則第 72 条第 2 項第 1 号に規定する細則で定める口座は、信託受益証券口座管理機関コードが最も大きい信託受益証券口座管理機関が開設する口座とする。
- 2 規則第 72 条第 2 項第 2 号に規定する細則で定める口座は、信託受益証券の発行者からあらかじめ届出を受けた第 2 条第 2 項第 4 号ホの口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をする時期)

- 第 63 条 規則第 72 条第 5 項に規定する増加の記載又は記録及び同条第 6 項に規定する措置は、調整受益権数記録日の業務開始時に行うものとする。

第 8 節 信託受益証券の交付

(発行者への交付申請書)

- 第 64 条 規則第 75 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 交付申請(規則第 74 条第 1 項に規定する交付の申請をいう。以下この節において同じ。)を行う信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 交付申請を行う信託受益証券の銘柄及び受益権の数
 - (3) 交付申請事由
 - (4) その他機構が定める事項

(発行者における交付申請の取扱い)

第 65 条 規則第 76 条第 2 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 信託受益証券の銘柄コード
- (2) 信託受益証券の銘柄
- (3) 前条第 1 項第 1 号の信託受益証券加入者の氏名又は名称
- (4) 交付する信託受益証券に係る受益権の数
- (5) 信託受益証券の交付日
- (6) その他機構が定める事項

2 規則第 76 条第 3 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 信託受益証券の銘柄コード
- (2) 信託受益証券の銘柄
- (3) 前条第 1 項第 1 号の信託受益証券加入者の氏名又は名称
- (4) 交付申請を行った信託受益証券に係る受益権の数
- (5) 信託受益証券の交付を行わない理由
- (6) その他機構が定める事項

3 規則第 76 条第 4 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 信託受益証券の銘柄コード
- (2) 信託受益証券の銘柄
- (3) 交付する信託受益証券に係る受益権の総数及び信託受益証券の枚数
- (4) 交付する信託受益証券の記番号及び信託受益証券に係る受益権の各数
- (5) 信託受益証券の機構への引渡日
- (6) 信託受益証券の交付日
- (7) 規則第 78 条第 1 項に規定する申請人
- (8) その他機構が定める事項

(信託受益証券の交付時の処理)

第 66 条 規則第 78 条第 3 項に規定する細則で定める方法は、前日抹消請求とする。

第 9 節 特別受益者の申出等に関する取扱い

第 1 款 特別受益者の申出

(特別受益者管理簿の記載又は記録事項)

第 67 条 規則第 86 条第 8 号に規定する細則で定める事項は、同条第 4 号の特別受益者の信託受益証券加入者口座コードとする。

(特別受益者の申出における申出事項)

第 68 条 規則第 87 条第 2 項第 3 号に規定する細則で定める事項は、同号の特別受益者の信託受益証券加入者口座コードとする。

(特別受益者の申出内容の変更の申出における申出事項)

第 69 条 規則第 88 条第 2 項第 3 号に規定する細則で定める事項は、同号の特別受益者の信託受益証券加入者口座コードとする。

(信託受益証券機構加入者による特別受益者の申出)

第 70 条 規則第 91 条第 1 項に規定する信託受益証券機構加入者が機構に対して特別受益者の申出又は特別受益者の申出内容の変更の申出をする場合には、規則第 87 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の提示又は同第 88 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

- (1) 特別受益者の申出又は特別受益者の申出内容の変更の申出を行う信託受益証券についての記録がされている信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者コード
- (2) 特別受益者の申出又は特別受益者の申出内容の変更の申出を行う信託受益証券の銘柄コード及び受益権の数
- (3) 前号の信託受益証券の特別受益者の信託受益証券加入者口座コード

第 2 款 特別受益者の申出の簡略化の取扱い

(申出省略信託受益証券機構加入者による特別受益者管理事務委託状況の報告)

第 71 条 規則第 96 条第 1 項に規定する報告は、報告をする日の前営業日の振替業務終了時においてその担保専用口に記録がされている信託受益証券について行うものとする。

2 規則第 96 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出省略信託受益証券機構加入者の担保専用口の信託受益証券機構加入者コード
- (2) 担保専用口に記録されている信託受益証券の銘柄コード
- (3) 委託先信託受益証券機構加入者の信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者コード
- (4) 第 1 号の申出省略信託受益証券機構加入者が前号の委託先信託受益証券機構加入者に特別受益者管理事務の委託をする第 2 号の銘柄の信託受益証券に係る受益権の数
- (5) その他機構が定める事項

(申出省略信託受益証券機構加入者及び委託先信託受益証券機構加入者による担保受入れ及び担保差入れ状況の報告)

第 72 条 規則第 97 条第 1 項及び第 2 項に規定する報告は、報告をする日の前営業日の振

替業務終了時における担保受入れ及び担保差入れの状況について行うものとする。

(信託受益証券機構加入者による報告の修正)

第 73 条 信託受益証券機構加入者による規則第 98 条第 3 項に規定する報告の修正は、機構から同項の通知を受けた当日に行うものとする。

第 3 款 信託財産名義の取扱い

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第 74 条 規則第 101 条第 1 号に規定する細則で定める事項は、同号の信託口に係る信託受益証券機構加入者コードとする。

2 規則第 101 条第 5 号に規定する細則で定める事項は、同条第 2 号の信託財産名義に係る信託受益証券加入者口座コード及び同条第 3 号の信託受益証券の銘柄コードとする。

(信託財産名義の取扱いの申出における申出事項)

第 75 条 規則第 102 条第 1 項第 1 号に規定する細則で定める事項は、同号の信託口に係る信託受益証券機構加入者コードとする。

2 規則第 102 条第 1 項第 3 号に規定する細則で定める事項は、同号の信託財産名義に係る信託受益証券加入者口座コードとする。

3 規則第 102 条第 1 項第 4 号に規定する細則で定める事項は、同項第 2 号の信託受益証券の銘柄コード及び当該信託受益証券について同項第 1 号の信託口に増加の記録がされた日とする。

(信託財産名義の取扱いの申出内容の変更の申出における申出事項)

第 76 条 規則第 103 条第 2 項第 1 号に規定する細則で定める事項は、同号の信託口に係る信託受益証券機構加入者コードとする。

2 規則第 103 条第 2 項第 3 号に規定する細則で定める事項は、同号の信託財産名義に係る信託受益証券加入者口座コードとする。

3 規則第 103 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める事項は、同項第 2 号の信託受益証券の銘柄コードとする。

第 10 節 信託受益証券振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続

(預託信託受益証券総数と信託受益証券振替口座簿に記載をすべき数についての照合)

第 77 条 信託受益証券の発行者は、規則第 107 条第 2 項に規定する確認において当該信託受益証券の預託信託受益証券に係る受益権の総数との不整合が生じていることが判明し

た場合には、直ちに、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。

(信託受益証券機構加入者における信託受益証券振替口座簿に記載又は記録をすべき数等についての照合等)

第 78 条 信託受益証券機構加入者は、規則第 108 条第 2 項に規定する確認において、その備える信託受益証券振替口座簿に記載又は記録がされている信託受益証券に係る受益権の数との不整合が生じていることが判明した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。

2 前項の規定は、信託受益証券間接口座管理機関とその直近上位機関による規則第 109 条に規定する確認において不整合が生じていることが判明した場合の当該信託受益証券間接口座管理機関について準用する。

第 11 節 総受益者通知に係る手続

(総受益者通知の通知日)

第 79 条 機構は、規則第 111 条に基づく総受益者通知を、すべての信託受益証券直接口座管理機関から同第 115 条第 1 項に規定する総受益者報告を受けた日の翌営業日に行う。

(総受益者通知日程案内の通知時期)

第 80 条 機構は、規則第 113 条第 1 項の総受益者通知日程案内の通知を、原則として、受益者確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日に行う。

2 別表 3 にかかわらず、機構は、必要と認めるときは、総受益者通知日程案内を、Target 保振サイトにより通知することができる。

(総受益者通知日程案内の通知事項)

第 81 条 規則第 113 条第 1 項第 4 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 規則第 114 条の通知の通知日

(2) 総受益者報告の機構に対する報告期限

(3) 信託受益証券の発行者に対する総受益者通知の通知日

(4) 受益者確定日が受益権の併合又は受益権の分割に係るものであるときは、次に掲げる事項

イ 信託受益証券直接口座管理機関に対する規則第 69 条第 1 項の通知又は同第 72 条第 1 項の通知の通知日

ロ 調整受益権数記録日

ハ 受益権併合銘柄又は受益権分割銘柄の銘柄コード

- ニ 受益権の併合又は受益権の分割の別
 - ホ 減少比率又は増加比率
 - ヘ 受益権併合効力発生日又は受益権分割効力発生日
- (5) その他機構が必要と認める事項

(総受益者報告対象受益権数通知の通知日等)

第82条 規則第114条の通知は、受益者確定日の翌営業日に行うものとする。

- 2 規則第114条の通知において、同条第2号に掲げる事項の通知は、その銘柄コードの通知により行うものとする。
- 3 規則第114条の通知において、同条第3号に掲げる事項の通知は、その信託受益証券機構加入者コードにより行うものとする。

(総受益者報告の方法)

第83条 信託受益証券直接口座管理機関は、規則第115条第1項の報告を受益者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日までに行わなければならない。

- 2 規則第115条第1項の報告において、同項第1号及び第2号に掲げる事項の報告又は同項第4号に掲げる口座の報告は、同項第1号及び第2号の通知受益者である受益者又は同項第4号に掲げる口座に係る信託受益証券加入者口座コードの報告により行うものとする。
- 3 規則第115条第1項の報告において、同項第3号に掲げる銘柄の報告は、その銘柄コードの報告により行うものとする。

(口座の報告を要しない場合)

第84条 規則第115条第1項第4号に規定する細則で定める場合は、委託先信託受益証券機構加入者である信託受益証券直接口座管理機関が、申出省略信託受益証券機構加入者から再委託を受けた特別受益者管理事務に係る特別受益者が当該信託受益証券直接口座管理機関又はその下位機関の信託受益証券加入者であるときに、特別受益者管理簿に準ずる帳簿の記載又は記録に基づいて報告を行う場合とする。

(総受益者報告事項)

第85条 規則第115条第1項第5号に規定する細則で定める事項は、同項第4号に規定する場合において、その原因が担保差入れである旨とする。

(総受益者通知の方法)

第86条 機構は、規則第116条の通知において、次条第1号の受益者が、前回の総受益者通知に係る受益者であった場合には、同条第1号及び第4号に掲げる事項の通知を省略

する。

2 機構は、規則第 116 条の通知において、次に掲げる事項の通知は、機構が別に定めるところにより行う。

(1) 次条第 1 号の受益者の氏名又は名称が、機構が別に定める文字数を超える場合の当該受益者の氏名又は名称

(2) 次条第 1 号の受益者の有する信託受益証券が複数の者の共有に属する場合の同号の受益者の住所及び当該受益者の住所が日本国内に所在するものであるときの同条第 5 号の郵便番号（同条第 4 号イの届出の取次ぎの対象となった代表者に係るものを除く。）

(総受益者通知事項)

第 87 条 規則第 116 条に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 通知受益者である受益者の氏名又は名称及び住所

(2) 前号の受益者の受益者照会コード

(3) 受益者確定日において第 1 号の受益者の有する総受益者通知対象銘柄の銘柄コード及び受益権の数

(4) 第 1 号の受益者から規則第 30 条に規定する代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次に掲げる事項

イ 信託受益証券加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ 代表者の役職名及び氏名

ロ 代理人等の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名

ハ 信託受益証券加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定又は変更に係る届出（前ロの代理人の選任に代えて行うものに限る。）の取次ぎ 国内連絡先の住所

(5) 第 1 号又は前号ロ若しくはハに規定する住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号

(6) 通知受益者である受益者が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名

(7) その他機構が定める事項

(通知受益者情報の変更情報に係る通知事項)

第 88 条 規則第 117 条に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 通知受益者の氏名又は名称

(2) 通知受益者の住所

(3) 代理人等の届出に係る前条第 4 号イ及びロに掲げる事項

(4) 前条第 1 号又は第 4 号ロ若しくはハに規定する住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号

(5) その他機構が定める事項

(通知受益者情報の変更情報に係る通知の方法)

第 89 条 規則第 117 条に規定する通知は、機構が信託受益証券口座管理機関から規則第 29 条に規定する通知又は同第 30 条の規定に基づき行われる通知を受け、加入者口座情報の登録又は更新を行った日の翌営業日に行う。

(受益者照会コード変更通知)

第 90 条 規則第 117 条及び前条の規定は、機構が通知受益者の受益者照会コードを変更した場合について準用する。

第 12 節 担保信託受益証券に関する取扱い

(担保信託受益証券の届出事項)

第 91 条 規則第 119 条第 2 項第 6 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 振替元口座の信託受益証券加入者口座コード (担保信託受益証券の届出をする信託受益証券加入者が当該振替元口座の信託受益証券加入者である場合を除く。)
- (2) 振替先口座の信託受益証券加入者口座コード (担保信託受益証券の届出をする信託受益証券加入者が当該振替先口座の信託受益証券加入者である場合を除く。)
- (3) 担保信託受益証券の受益者である信託受益証券加入者に係る信託受益証券加入者口座コード (振替元口座の信託受益証券加入者が担保信託受益証券の受益者である場合を除く。)

(4) その他機構が定める事項

2 信託受益証券機構加入者が規則第 119 条第 1 項の届出をする場合において、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるものにより示すものとする。この場合において、前項第 1 号から第 3 号までの規定は、信託受益証券機構加入者が行う届出には適用しない。

- (1) 規則第 119 条第 2 項第 1 号に掲げる事項 振替元口座の信託受益証券加入者口座コード
- (2) 同項第 2 号に掲げる事項 振替先口座の信託受益証券加入者口座コード
- (3) 同項第 3 号に掲げる事項 担保信託受益証券の受益者である信託受益証券加入者に係る信託受益証券加入者口座コード
- (4) 同項第 4 号に掲げる事項 担保信託受益証券の銘柄の銘柄コード

3 前項の規定は、規則第 119 条第 6 項の規定に基づいて信託受益証券直接口座管理機関が行う同項の通知について準用する。

第 13 節 分配金に関する取扱い

(信託受益証券に係る分配金)

第 92 条 規則第 125 条に規定する細則で定めるものは、受益証券発行信託に係る信託財産又は残余財産からの分配金その他の機構が定めるものをいう。

(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法)

第 93 条 規則第 126 条第 1 項の届出は、書面又は Target 保振サイト接続により行わなければならない。

2 規則第 126 条第 2 項の通知は、Target 保振サイトにより行う。

(分配金振込指定の取次ぎ事項)

第 94 条 規則第 127 条第 3 項第 2 号に規定する細則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 振込先口座が金融機関預金口座である場合 次に掲げる事項

イ 振込先口座に係る金融機関の名称、店名、預金種別及び口座番号

ロ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称

ハ その他機構が定める事項

(2) 振込先口座が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座である場合 次に掲げる事項

イ 通帳記号

ロ 通帳番号

ハ 通帳名義人の氏名又は名称

ニ その他機構が定める事項

2 規則第 127 条第 3 項第 3 号に規定する細則で定める事項は、登録分配金受領口座として指定する金融機関預金口座についての前項第 1 号に掲げる事項とする。

3 規則第 127 条第 4 項により信託受益証券機構加入者が同条第 1 項の分配金振込指定の取次ぎの請求をする場合(分配金振込指定の単純取次ぎを請求する場合に限る。)において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同条第 3 項第 1 号に掲げる事項 信託受益証券機構加入者口座に係る信託受益証券加入者口座コード

(2) 第 1 項第 1 号イの金融機関の名称及び店名 金融機関番号及び店番号

4 規則第 127 条第 8 項に規定する細則で定める場合は、信託受益証券加入者が他の信託受益証券加入者に対して担保信託受益証券の差入れを行っている場合であって、当該担保信託受益証券に係る受益者の情報として、信託受益証券加入者の口座に係る信託受益証券加入者口座コードが利用されている場合とする。

- 5 規則第 127 条第 11 項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。
 - (1) 同項第 1 号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード
 - (2) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の信託受益証券加入者に係る信託受益証券加入者口座コード
- 6 規則第 127 条第 11 項第 4 号に規定する細則で定める事項は、次の各号に掲げる分配金振込指定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 分配金振込指定の単純取次ぎ 振込先口座に係る第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 登録分配金受領口座方式 登録分配金受領口座方式に係る第 1 項第 1 号に掲げる事項
- 7 規則第 127 条第 11 項の通知において、第 1 項第 1 号イの金融機関の名称及び店名の通知は、その金融機関番号及び店番号の通知により行うものとする。
- 8 規則第 127 条第 11 項第 5 号に規定する細則で定める事項は、振込先口座の名義人が信託受益証券加入者本人であるか否かの別その他の機構が定める事項とする。

(発行者への通知の時期等)

- 第 95 条 規則第 127 条第 12 項の発行者に対する通知の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 分配金振込指定の単純取次ぎ 機構が信託受益証券直接口座管理機関から規則第 127 条第 11 項の通知又は信託受益証券機構加入者から同条第 1 項の分配金振込指定の取次ぎの請求を受けた日の翌営業日
 - (2) 登録分配金受領口座方式又は受益権数比例配分方式 規則第 116 条の規定による総受益者通知又は同第 117 条の規定による通知を行う日
- 2 規則第 127 条第 12 項第 2 号に規定する細則で定める事項は、次の各号に掲げる分配金振込指定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 分配金振込指定の単純取次ぎ 振込先口座に係る前条第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 登録分配金受領口座方式 登録分配金受領口座に係る前条第 1 項第 1 号に掲げる事項
 - 3 規則第 127 条第 12 項第 3 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 分配金振込指定を行う信託受益証券加入者に係る受益者照会コード
 - (2) 分配金振込指定の対象となる銘柄の銘柄コード
 - (3) 分配金振込指定を行う信託受益証券加入者から、規則第 30 条に規定する代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次のイ及びロに掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる事項
 - イ 法人又は信託受益証券加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ代表者の役職名及び氏名

口 代理人の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名

(4) その他機構が定める事項

(分配金支払予定額の通知期限)

第96条 規則第129条第1項に規定する細則で定める日は、発行者の定める分配金支払開始日の4営業日前の日とする。

2 規則第129条第1項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第2号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード

(2) 同項第3号に掲げる事項 同号の受益者の受益者照会コード

(分配金受払予定額の算出)

第97条 機構は、規則第129条第2項の分配金受払予定額の算出に際しては、同条第1項第3号の受益者の口座(分配に係る基準日において分配金の支払いの対象となる銘柄を記載又は記録していたもの又は当該受益者が他の信託受益証券加入者に対して担保信託受益証券の差入れを行っていた場合であって、当該担保信託受益証券に係る受益者の情報として、当該受益者の口座に係る信託受益証券加入者口座コードが利用されていたものに限る。)を受益権数比例配分方式を利用して分配金を受領する受益者の口座(次項において「配分口座」という。)として定める。

2 一の受益者について前項の配分口座が複数あるときは、当該受益者に係る分配金支払予定額を分配に係る基準日における当該信託受益証券加入者の各配分口座に係る信託受益証券に係る受益権の数により按分して算出した額を配分口座の直近上位機関の顧客口ごとに合計した金額を分配金受払予定額とする。

3 規則第129条第2項において、同項第2号に掲げる事項の通知は、同号の銘柄の銘柄コードにより行うものとする。

(分配金受払予定額に関する通知事項)

第98条 規則第129条第2項第3号の細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号

(2) 口座名義人の氏名又は名称

2 規則第129条第2項第6号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 受益者の氏名又は名称及び住所

(2) 受益者の受領すべき分配金の信託受益証券口座管理機関分配金受領口座ごとの金額

3 前項第1号に掲げる事項の通知は、同号の受益者の受益者照会コードにより行うもの

とする。

(分配金入金予定額データの通知日)

第 99 条 規則第 129 条第 3 項の細則で定める日は、分配金支払開始日の 3 営業日前の日とする。

2 規則第 129 条第 3 項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード

(2) 同項第 3 号に掲げる事項 同号の受益者の信託受益証券加入者口座コード

3 規則第 129 条第 3 項第 6 号の細則で定める事項は、同項第 3 号の受益者の保有する信託受益証券が担保信託受益証券として他の信託受益証券加入者の口座に記載又は記録されている場合の当該他の信託受益証券加入者の口座の信託受益証券加入者口座コードとする。

第 14 節 信託受益証券の取扱廃止時の取扱い

(取扱廃止時の記載又は記録を抹消する時期)

第 100 条 規則第 131 条に規定する記載又は記録の抹消は、取扱廃止日の業務開始時に行うものとする。

第 3 章 信託財産と信託受益証券との転換の取扱い

第 1 節 転換の取扱い

(指定転換請求者の変更)

第 101 条 規則第 132 条第 2 項に規定する細則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。

(1) 追加、変更又は解除となる指定転換請求者

(2) 追加、変更又は解除の別

(3) 追加、変更又は解除が行われる日

(4) その他機構が定める事項

2 規則第 132 条第 2 項に規定する細則で定める方法は、Target 保振サイトとする。

第 2 節 追加信託の取扱い

(追加信託に係る転換請求書の記載事項)

第 102 条 規則第 134 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 追加信託である旨
 - (3) 追加信託に係る信託受益証券の銘柄及び銘柄コード
 - (4) 追加信託に係る信託財産の数
 - (5) その他機構が定める事項
- 2 規則第 134 条第 2 項に規定する細則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。
- (1) 指定転換請求者の名称及び住所
 - (2) 追加信託である旨
 - (3) 追加信託に係る信託受益証券の銘柄及び銘柄コード
 - (4) 追加信託に係る信託財産の数
 - (5) 追加信託に係る信託財産の振替元口座情報
 - (6) 追加信託に係る信託受益証券の受益権の振替先口座情報
 - (7) その他機構が定める事項
- 3 規則第 134 条第 3 項に規定する細則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。
- (1) 指定転換請求者の名称
 - (2) 追加信託である旨
 - (3) 追加信託に係る信託受益証券の銘柄及び銘柄コード
 - (4) 追加信託に係る信託財産の数及び追加信託に係る信託受益証券の受益権の数
 - (5) 指定転換請求者が行う信託財産の振替に係る発行者の振替先口座情報
 - (6) 発行者の口座における追加信託に係る信託財産の決済日
 - (7) 追加信託に係る信託受益証券の受益権の新規記録日
 - (8) その他機構が定める事項

(追加信託に係る新規記録通知事項)

第 103 条 規則第 136 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する通知事項は、信託受益証券機構加入者コードとする。

(新規記録通知をする時期)

第 104 条 規則第 136 条第 1 項の新規記録通知は、当該信託受益証券を受益証券発行信託に係る信託財産の発行者への振替を発行者が確認後、その確認を行った日の翌営業日までに行うものとする。

第 3 節 一部解約の取扱い

(一部解約に係る転換請求書の記載事項)

第 105 条 規則第 138 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 一部解約である旨
 - (3) 一部解約に係る信託受益証券の銘柄及び銘柄コード
 - (4) 一部解約に係る信託受益証券の受益権の数
 - (5) その他機構が定める事項
- 2 規則第 138 条第 2 項に規定する細則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。
- (1) 指定転換請求者の名称及び住所
 - (2) 一部解約である旨
 - (3) 一部解約に係る信託受益証券の銘柄及び銘柄コード
 - (4) 一部解約に係る信託受益証券の受益権の数
 - (5) 一部解約に係る信託財産の振替先口座情報
 - (6) 一部解約に係る信託受益証券の受益権の振替元口座情報
 - (7) その他機構が定める事項
- 3 規則第 138 条第 3 項に規定する細則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。
- (1) 指定転換請求者の名称
 - (2) 一部解約である旨
 - (3) 一部解約に係る信託受益証券の銘柄及び銘柄コード
 - (4) 一部解約に係る信託受益証券の受益権の数及び一部解約に係る信託財産の数
 - (5) 指定転換請求者が行う信託受益証券の受益権の振替に係る発行者の振替先口座情報
 - (6) 前号の振替先口座への信託受益証券に係る受益権の振替日
 - (7) 発行者の口座における一部解約に係る信託財産の決済日
 - (8) その他機構が定める事項

(一部解約に係る信託受益証券の振替)

第 106 条 規則第 139 条第 2 項に規定する細則で定める方法は、前日振替請求とする。ただし、一部解約に係る当該信託受益証券の発行者が認めた場合には、この限りではない。

(一部解約に係る発行者における取扱い)

第 107 条 規則第 140 条第 2 項に規定する細則で定める方法は、当日抹消請求とする。

第 4 章 雑則

(口座振替等の処理順位)

第 108 条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 一の営業日の業務開始時における別表 5 に掲げる処理、業務開始後における振替未了(第 37 条第 2 項第 2 号に規定する振替未了をいう。以下この条において同じ。)となっている「前日振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求 - 連動」及び「先日付 D V P 振替請求」並びに業務開始後における指定未了(第 43 条第 4 項に規定する指定未了をいう。以下この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解除請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」 別表 5 に定める処理順位で行う。
- (2) 前号の営業日に係る「当日振替請求」、「当日残高調整請求」、「当日一般振替請求 - 連動」及び「当日 D V P 振替請求」 同号に規定する振替未了となっている請求及び指定未了となっている請求の処理を終了した後、機構が受け付けた順位で処理をする。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、振替実行条件が充足されていないことに起因して振替未了として取り扱っている振替請求については、当該請求について振替未了として取り扱った順位で処理をする。

(信託受益証券振替口座簿記録事項証明書交付請求の方法)

- 第 109 条 信託受益証券機構加入者が機構に対して規則第 146 条第 1 項の請求を行うときは、原則として、第 12 条第 1 項第 3 号ホに規定する方法により行うものとする。
- 2 規則第 146 条第 4 項の利害関係人が機構に対して同条第 1 項の請求を行うときは、機構に対して所定の請求書を提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 6 月 12 日通知)

この改正規定は、平成 20 年 6 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 4 日通知)

この細則は、決済合理化法附則第 1 条本文に規定する施行日から施行する。

附 則 (平成 21 年 10 月 26 日通知)

この改正規定は、平成 21 年 11 月 19 日から施行する。ただし、別表 3 中の 2 (1) に

関する改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 3 日通知）

この改正規定は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。ただし、別表 3 中の 2（1）の担保受益者加入者情報照会データ、2（2）担保受益者加入者情報照会データ確認ファイル及び担保受益者加入者情報通知に係る部分の改正規定については、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。

別表 1

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) 信託受益証券の発行を決定した場合(信託財産と信託受益証券との転換に伴い追加発行を行う場合を除く。)	信託受益証券の発行者	決定後速やかに
(2) 受託者の任務の終了事由(信託法第 56 条第 1 項各号に掲げる事由をいう。)が発生した場合	信託受益証券の発行者	信託法第 56 条第 1 項各号に掲げる事由が発生したとき速やかに
(3) 新受託者の選任を決定した場合	信託受益証券の発行者	決定後速やかに
(4) 信託受益証券に係る受益権の併合を決定した場合	信託受益証券の発行者	決定後速やかに
(5) 信託受益証券に係る受益権の分割を決定した場合	信託受益証券の発行者	決定後速やかに
(6) 信託受益証券に係る受益証券発行信託契約の変更を決定した場合	信託受益証券の発行者	決定後速やかに
(7) 受益者集会の招集(受益者集会に準ずるものを含む。)をする場合	信託受益証券の発行者	受託者が受益者集会の招集をする場合には、決定後速やかに、信託監督人又は受益者が受益者集会の招集をする場合には、受託者が受益者集会の招集を知った後速やかに
(8) 受益者確定日の設定を決定した場合	信託受益証券の発行者	決定後速やかに
(9) 計算期日を変更する場合	信託受益証券の発行者	計算期日の変更決定後速やかに
(10) 受益権原簿管理人の設置、変更又は廃止を決定した場合	信託受益証券の発行者	決定後速やかに
(11) 指定転換請求者の追加、変更又は解除を決定した場合	信託受益証券の発行者	決定後速やかに
(12) 信託財産と信託受益証券との転換に係る比率の変更を決定した場合	信託受益証券の発行者	決定後速やかに

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(13) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	信託受益証券の発行者	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに
(14) 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合	信託受益証券の発行者	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに
(15) 信託受益証券に関する権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定した場合((1)から(14)までに掲げる場合を除く。)	信託受益証券の発行者	決定後速やかに
(16) 取扱信託受益証券に関する重要な事実が発生した場合((1)から(15)までに掲げる場合を除く。)	信託受益証券の発行者	取扱信託受益証券に関する重要な事実が発生したとき速やかに
(17) (1)から(16)までの場合にに基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(1)から(16)のそれぞれの届出をすべき信託受益証券の発行者	左記の場合には速やかに
(18) その他機構が別に定める場合	信託受益証券の発行者	機構が別に定めるとき

(注) 各通知すべき場合に係る通知すべき事項及び添付すべき書類その他の必要な事項は、機構が別に定める。

以 上

別表 2

区分口座コード	口座種別	属性区分
0 0	自己口	保有口
0 1 ~ 1 9		保有口
2 0 ~ 3 9		信託口
4 0 ~ 4 9		保有口、担保専用口又は信託口
5 0 ~ 5 9	予備（無指定）	
6 0 ~ 6 9	顧客口	顧客口
7 0 ~ 7 9		顧客口
8 0 ~ 8 9		顧客口
9 0 ~ 9 7	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口

（注）

- この表において「区分口座コード」とは、受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において信託受益証券機構加入者口座の区分口座を特定するためのコードをいい、信託受益証券機構加入者コードの下2桁を構成する。
- 表中の区分口座のコードと口座種別及び属性区分との対応は、原則的なものである。
- この表に基づいて信託受益証券機構加入者が設定することのできる信託受益証券機構加入者口座は、株式等振替制度において当該信託受益証券機構加入者が有する機構加入者口座と同一の区分口座コード、口座種別及び属性区分を有するものに限る。

以 上

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

信託受益証券機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
前日信託財産表示・同抹消請求	午前9時から午後4時まで	規則第36条第5項、同第37条第4項	信託の記録又はその抹消をする日の前営業日に入力
当日信託財産表示・同抹消請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	信託の記録又はその抹消をする日の当日に入力
前日振替請求	午前9時から午後4時まで	規則第63条第1項	振替日の前営業日に入力
当日振替請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
前日振替請求（譲渡担保）	午前9時から午後4時まで	規則第63条第1項	振替日の前営業日に入力
当日振替請求（譲渡担保）	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
前日残高調整請求	午前9時から午後4時まで	規則第63条第1項	振替日の前営業日に入力
当日残高調整請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
先日付一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	前々営業日までの午前7時から午後10時まで及び前営業日の午前7時から午後8時まで	規則第63条第1項、細則第26条第2項	決済照合システム（画面/ファイル）への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時まで
当日一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	前営業日の午後8時から午後10時まで及び当日の午前7時から午後3時20分まで	同上	決済照合システム（画面/ファイル）への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日午後8時から振替日当日午後3時まで
振替一時停止申告（市場取引）	午前9時から午後4時まで	規則第64条、細則第35条第1項	振替日の前営業日に入力
一時停止申告・同解除申告	午前9時から午後3時30分まで	規則第64条	振替日の当日に入力
当日DVP振替請求（市場取引）	午前9時から午後3時30分まで	規則第65条、細則第34条第1項	振替日の当日に入力
先日付DVP振替請求 <決済照合システム連動>	前々営業日までの午前7時から午後10時まで及び前営業日の午前7時から午後8時まで	規則第63条第1項、細則第26条第2項、同第37条第1項	決済照合システム（画面/ファイル）への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時まで（ほふりクリアリングによる先日付DVP振替請求に連動）
当日DVP振替請求 <決済照合システム連動>	前営業日の午後8時から午後10時まで及び当日の午前7時から午後	同上	決済照合システム（画面/ファイル）への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日午後8時から振替

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
	1時50分まで		日当日午後1時50分まで(ほふりクリアリングによる当日DVP振替請求に連動)
前日証券担保指定・同解除請求	午前9時から午後4時まで	細則第40条	指定日又は指定解除日の前営業日に入力
当日証券担保指定・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	指定日又は指定解除日の当日に入力
前日区分管理証券指定・同解除請求	午前9時から午後4時まで	細則第43条第1項	指定日の前営業日に入力
当日区分管理証券指定・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	指定日の当日に入力
前日残高保留指定・同解除請求	午前9時から午後4時まで	細則第44条第1項	保留設定日の前営業日に入力
当日残高保留指定・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	保留設定日の当日に入力
受入予定証券引渡完了請求	午前9時から午後3時30分まで	-	受入予定証券の引渡しを請求する日の当日に入力
プール残高解放請求	午前9時から午後3時30分まで	細則第46条第2項	請求する日の当日に入力
新受益権数申告	午前9時から午後8時まで	規則第68条第7項、同第71条第7項	規則各条に定める日に入力
特別受益者の申出	午前9時から午後3時30分まで	規則第91条第1項	申出をする日の当日に入力
担保訂正申告	午前9時から午後0時まで	規則第98条第3項	細則第73条に定める日に入力
特別受益者管理事務委託状況訂正申告	午前9時から午後0時まで	同上	細則第73条に定める日に入力
担保信託受益証券の届出	午前9時から午後4時まで	規則第119条第3項又は第6項	届出をする日の当日に入力
前日抹消請求	午前9時から午後4時まで	規則第78条、同第79項、同140条	抹消すべき日の前営業日に入力
当日抹消請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	抹消すべき日の当日に入力
信託受益証券加入者口座コード変更請求	午前9時から午後4時まで	-	特定の信託受益証券加入者の信託受益証券加入者口座コードを同一信託受益証券加入者の他の信託受益証券加入者口座コードに置き換えるための請求

信託受益証券の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
新規記録通知データ	午前9時から午後3時30分まで	規則第41条第1項、同第43条第3項、同第136条第1項	-

(2) 出力

信託受益証券機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
--------	----------	--------	----

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
証券口座処理明細	午前7時から午後8時まで	規則第63条第7項	-
処理明細詳細	午前7時から午後8時まで	同上	-
蓄積メッセージ一覧	午前7時から午後8時まで	-	新規記録済通知、振替済通知、抹消済通知その他
総受益者通知提出日程案内	午前7時から午後8時まで	規則第113条第1項	-
総受益者通知提出対象銘柄	午前7時から午後8時まで	同上	-
増減資等の内容	午前7時から午後8時まで	同上	-
総受益者報告受益権数	午前7時から午後8時まで	規則第114条	-
担保突合不一致データ	午前7時から午後8時まで	規則第98条第1項第3号	-
特別受益者管理事務委託状況報告不一致データ	午前7時から午後8時まで	同上	-
総受益者報告受益権数訂正状況	午前9時から午後8時まで	-	総受益者報告受益権数の訂正状況を通知
特別受益者管理事務委託状況訂正申告入力内容照会	午前9時から午後8時まで	-	特別受益者管理事務委託状況報告の訂正状況を通知
担保訂正申告入力内容照会	午前9時から午後8時まで	-	担保受入れ状況報告の訂正状況を通知

信託受益証券の発行者（受益権原簿管理人が選任されているときは受益権原簿管理人）への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
蓄積メッセージ一覧（新規記録済通知）	午前7時から午後8時まで	規則第41条第5項（同第43条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）同第136条第5項	-
蓄積メッセージ一覧（抹消済通知）	午前7時から午後8時まで	規則第79条第7項（同第140条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）	-

2 ファイル伝送

(1) 入力

信託受益証券機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
前日振替請求	午前3時から午後8時まで	規則第63条第1項	振替日の前営業日に入力
前日振替請求（譲渡担保）	午前3時から午後8時まで	同上	同上
前日残高調整請求	午前3時から午後8時まで	同上	同上

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
前日証券担保指定・同解除請求	午前3時から午後8時まで	細則第40条	指定日又は指定解除日の前営業日に入力
前日信託財産表示・同抹消請求	午前3時から午後8時まで	規則第36条第6項、同第37条第4項	信託の記録又はその抹消をする日の前営業日に入力
前日区分管理証券指定・同解除請求	午前3時から午後8時まで	細則第43条第1項	指定日の前営業日に入力
前日残高保留指定請求	午前3時から午後8時まで	細則第44条第1項	保留設定日の前営業日に入力
前日DVP振替請求(市場取引)	午前3時から午後8時まで	規則第65条、細則第34条	振替日の前営業日に入力
振替一時停止申告(市場取引)	午前3時から午後8時まで	規則第65条	振替日の前営業日に入力
前日抹消請求	午前3時から午後8時まで	規則第78条、同第79項、同140条	抹消すべき日の前営業日に入力
担保受益者加入者情報照会データ	午前3時から午後8時まで	-	-
新受益権数申告	午前3時から午後8時まで	規則第68条第7項、同第71条第7項	規則各条に定める日に入力
総受益者報告データ	午前3時から午後8時まで	規則第115条第1項	細則第83条第1項に定める日に入力
特別受益者管理事務委託状況報告データ	午前3時から午前9時まで	規則第96条第1項	毎営業日に入力
担保受入れデータ	午前3時から午前9時まで	規則第97条第1項	毎営業日に入力
担保差入れデータ	午前3時から午前9時まで	規則第97条第1項又は第2項	毎営業日に入力
分配金振込指定取次ぎデータ	午前3時から午後8時まで	規則第127条第4項又は第11項	-

発行者(受益権原簿管理人が選任されているときは受益権原簿管理人)からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
新規記録通知データ	午前3時から午後8時まで	規則第41条第1項、同第43条第3項、同第136条第1項	細則第17条に定める日に入力
分配金支払予定額データ(源泉徴収税額控除前)	午前3時から午後8時まで	規則第129条第1項	細則第96条に定める日に入力
登録分配金振込先口座変更データ	午前3時から午後5時まで ただし、特定日は、午前3時から午後4時まで	-	登録分配金振込先口座の変更に関する事項を通知

(2) 出力

信託受益証券機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
帳表ファイル	午前3時から午後8時まで	-	口座処理の結果を出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
残高確認データ	午後4時30分から午後8時まで	規則第108条第1項	毎営業日に出力
担保受益者加入者情報照会データ確認ファイル	午前3時から午後8時まで	-	-
担保受益者加入者情報通知	午前3時から午後8時まで	-	-
総受益者通知日程案内	午前3時から午後8時まで	規則第113条第1項	細則第80条第1項に定める日に出力
登録済信託受益証券加入者データ	午前3時から午後8時まで	-	総受益者通知日程案内の通知後に加入者情報の登録を行った信託受益証券加入者について通知
総受益者報告対象受益権数通知	午前3時から午後8時まで	規則第114条	細則第82条第1項に定める日に出力
総受益者報告データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
総受益者報告未提出エラーデータ	午前3時から午後8時まで	-	総受益者報告が未提出のデータの通知
通知日程延期通知データ	午前3時から午後8時まで	-	通知日程延期の通知
配分明細通知データ	午前3時から午後8時まで	規則第69条第1項、同第72条第1項	細則第53条第1項、同第61条第1項に定める日に出力
担保データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
担保突合不一致データ	午前3時から午後8時まで	規則第98条第1項第3号	毎営業日に出力
特別受益者管理事務委託状況突合不一致データ	午前3時から午後8時まで	同上	毎営業日に出力
特別受益者管理事務委託対象受益権数データ	午前3時から午後8時まで	規則第98条第1項第2号	毎営業日に出力
特別受益者管理事務報告委託分通知データ	午前3時から午後8時まで	規則第98条第1項第4号	毎営業日に出力
分配金入金予定額明細データ	午前3時から午後8時まで	規則第129条第3項	-
分配金振込指定取次ぎデータ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
分配金振込指定取次ぎデータ結果通知	午前3時から午後8時まで	-	分配金振込指定取次ぎデータの処理結果の通知

発行者（受益権原簿管理人が選任されているときは受益権原簿管理人）への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
口座処理結果（T A用）（残高）	午前3時から午後8時まで	-	口座処理の結果を通知
口座処理結果（T A用）（処理明細1・2）	午前3時から午後8時まで	-	同上
口座処理結果（T A用）（エラーデータ一覧）	午前3時から午後8時まで	-	同上
総受益者通知日程案内	午前3時から午後8時まで	規則第113条第1項	細則第80条第1項に定める日に出力
総受益者通知データ（受益者情報）	午前3時から午後8時まで	規則第116条	細則第79条に定める日に出力
総受益者通知データ（受益権数情報）	午前3時から午後8時まで	同上	同上

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
通知日程延期通知データ	午前 3 時から午後 8 時まで	-	通知日程延期の通知
受益者情報変更通知データ	午前 3 時から午後 8 時まで	-	受益者情報変更の通知
受益者照会コード変更通知データ	午前 3 時から午後 8 時まで	-	受益者照会コード変更の通知
受益者照会コード変更通知データ(受益者情報)	午前 3 時から午後 8 時まで	-	受益者照会コード変更の通知
分配金振込指定データ	午前 3 時から午後 8 時まで	規則第 127 条第 12 項	細則第 95 条第 1 項に定める日に出力
分配金受払予定額データ	午前 3 時から午後 8 時まで	規則第 129 条第 2 項	-
分配金受払予定額明細データ	午前 3 時から午後 8 時まで	同上	-
分配金支払予定額データ入力処理内容通知	午前 3 時から午後 8 時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
登録分配金振込先口座変更データ入力処理内容通知	午前 3 時から午後 8 時まで	-	受付完了又は受付不能の通知

3 オンラインリアルタイム接続

(1) 入力

信託受益証券機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
当日信託財産表示・同抹消請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規則第 36 条第 6 項、同第 37 条第 4 項	信託の記録又はその抹消をする日の当日に入力
当日振替請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規則第 63 条第 1 項	振替日の当日に入力
当日振替請求(譲渡担保)	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	同上	同上
当日残高調整請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	同上	同上
当日証券担保指定証券・同解除請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	細則第 40 条	指定日又は指定解除日の当日に入力
一時停止・同解除申告	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規則第 64 条	振替日の当日に入力
当日区分管理証券指定・同解除請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	細則第 43 条第 1 項	指定日の当日に入力
当日残高保留指定・同解除請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	細則第 44 条第 1 項	保留設定日の当日に入力
受入予定証券引渡完了請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	-	受入予定証券の引渡しの請求をする日の当日に入力
プール残高解放請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	細則第 46 条第 2 項	請求をする日に入力

(2) 出力

信託受益証券機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
受付済通知、エラー通知、訂正済通知、振替済通知、振替実行済通知、振替未了通知、振替完了通知、振替未了理由変更通知、処理済通知、処理済通知(更新情報付)、不能通知	午前9時から午後3時30分まで	-	振替済の通知等の通知
新規記録済通知	午前9時から午後3時30分まで	規則第41条第5項(同第43条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第136条第5項	-
抹消済通知	午前9時から午後3時30分まで	規則第79条第7項(同第140条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)	-

信託受益証券の発行者(受益権原簿管理人が選任されているときは受益権原簿管理人)への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
新規記録済通知	午前9時から午後3時30分まで	規則第41条第5項(同第43条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第136条第5項	-
抹消済通知	午前9時から午後3時30分まで	規則第79条第7項(同第140条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)	-

4 加入者情報Web端末

(1) 入力

信託受益証券機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
振替先口座照会	午前8時30分から午後5時まで ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで	規則第62条	照会する日の当日に入力

(2) 出力

信託受益証券機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
振替先口座照会	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、特定日は、午前 8 時 30 分 から午後 4 時まで	規則第 62 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項	-
被照会状況の問合せ	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、特定日は、午前 8 時 30 分 から午後 4 時まで	規則第 62 条第 7 項	-
分配金振込指定取次ぎ履歴照会	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、特定日は、午前 8 時 30 分 から午後 4 時まで	-	-

5 Target 保振サイト接続

(1) 入力

発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
発行者の決定事項等の通知	午前 0 時から午後 12 時まで	規則第 13 条	-

信託受益証券機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
信託受益証券振替口座簿記録事項証明書交付請求	午前 0 時から午後 12 時まで	規則第 146 条第 4 項	-
変更事項の届出等	午前 0 時から午後 12 時まで	規則第 17 条第 1 項等	信託受益証券間接口座管理機関も対象

(2) 出力

信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
機構報	午前 0 時から午後 12 時まで	規則第 10 条第 2 号等	-
信託受益証券機構加入者通知その他	午前 0 時から午後 12 時まで	規則第 4 条第 2 項等	-

(注)

表内の「特定日」とは、毎年1月、4月、7月、10月の第2営業日及び機構があらかじめ通知する日をいう。

以 上

別表 4

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
前日振替請求	振替日の業務開始時	振替未了	可	-
当日振替請求	振替請求の受付後直ちに	振替未了	可	-
前日振替請求（譲渡担保）	振替日の業務開始時	振替不能	否	-
当日振替請求（譲渡担保）	振替請求受付後直ちに	振替不能	否	-
前日残高調整請求	振替日の業務開始時	振替不能	否	同一信託受益証券機構加入者の区分口座間の振替を行う場合のみ使用可能
当日残高調整請求	振替請求の受付後直ちに	振替未了	可	同上
先日付一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	振替日の業務開始時	振替未了	可	-
当日一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	振替請求の受付後直ちに	振替未了	可	-
先日付DVP振替請求 <決済照合システム連動>	振替日の業務開始時	第39条等に規定	可	ほふりクリアリングのみ請求可能(決済照合システムへの入力にはDVP参加者が行う。)
当日DVP振替請求 <決済照合システム連動>	振替請求の受付後直ちに	第39条等に規定	可	同上
受入予定証券引渡完了請求	振替請求の受付後直ちに	振替不能	否	DVP参加者とほふりクリアリングとの間の受入予定証券に係る振替にのみ利用
前日DVP振替請求（市場取引）	振替日の業務開始時	第36条等に規定	可	日本証券クリアリングのみ請求可能
当日DVP振替請求（市場取引）	振替請求の受付後直ちに	第36条等に規定	可	日本証券クリアリングのみ請求可能
前日証券担保指定・同解除請求	振替日の業務開始時	振替不能	否	DVP参加者とほふりクリアリングとの間の担保指定証券に係る振替にのみ使用

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
当日証券担保指定・同解除請求	振替請求の受付後直ちに	振替不能	否	同上

(注)

- 1 この表において「振替未了」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求（前日DVP振替請求（市場取引）及び当日DVP振替請求（市場取引）を除く。）により減少の記録をすべき信託受益証券機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合、当該振替請求が一時停止となっている場合又は当該振替請求の振替実行条件が満たされていない場合には、当該数の記録が発生したとき、当該一時停止が解除されたとき又は当該振替実行条件が充足されたときに信託受益証券機構加入者口座に当該振替請求に係る減少の記録及び増加の記録をする処理のことをいう。振替日においては、振替未了状態となっているものに関し、振替請求の訂正又は撤回をすることができる。
- 2 この表において「振替不能」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求により減少の記録をすべき信託受益証券機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合には、当該振替請求はなかったものとして扱う処理のことをいう。
- 3 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求（前日DVP振替請求（市場取引）及び当日DVP振替請求（市場取引）を除く。）については、午後3時30分までに減少の記録をすべき信託受益証券機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録が発生しなかったとき、一時停止が解除されなかったとき又は振替実行条件が満たされなかったときは、振替不能として取り扱う。
- 4 振替未了又は振替不能の別欄において「振替未了」となっている種類の振替請求においても、減少の記録をすべき信託受益証券機構加入者口座が信託口の場合又は信託財産表示がされている分を指定した振替請求の場合には、振替不能として取り扱う。

以上

別表 5

処理順位	処理種別
1	全部抹消の処理
2	新受益権数申告および調整受益権数に係る記録の処理
3	前日保留残高の指定又は解除の処理
4	前日振替請求（譲渡担保）に係る振替の処理
5	一部抹消の処理
6	前日残高調整請求に係る振替の処理
7	前日区分管理指定証券の指定又は解除の処理
8	前日DVP振替請求（市場取引）の処理
9	前日信託財産表示請求・同抹消請求の処理
10	先日付一般振替請求 - 連動に係る振替の処理
11	前日振替請求に係る振替の処理
12	前日証券担保指定請求に係る振替の処理
13	先日付DVP振替請求に係る振替の処理

（注）

- 1 同一処理種別内で複数の請求が競合する場合には、原則として受付順とする。
- 2 入力媒体が異なる等の理由により、受付順位が明確にならない場合は、次の順位による。
 - （1）ファイル伝送により受理したデータ
 - （2）統合Web端末により受理したデータ

以 上